

# (仮称) 文化スポーツ創造のまち推進方針 (案) について

令和7年12月15日

文化スポーツ部 文化スポーツ政策課



## ＝ 構 成 ＝

1. 趣旨
2. 位置付け
3. 基本理念・基本目標・重点戦略
4. 解決すべき課題とKPIとの関係性

### 【参考資料】

- ・ 文化・スポーツの範囲
- ・ 教育行政と文化スポーツ行政の関係性
- ・ 策定スケジュール



## 背景

本市では、令和6年4月に文化政策とスポーツ政策を一体的に所管する「文化スポーツ部」を設置しました。今後の、本市における文化及びスポーツ政策が果たすべき役割と目指す方向性を示すため、「（仮称）松戸市文化スポーツ創造のまち推進基本方針（以下「推進方針」とする。）」を策定します。

## 計画期間

本方針の対象期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。  
なお、期間内においても、社会情勢の変化や進捗状況等に応じ、適宜、見直しを図るものとします。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
松戸市総合計画									
	計画期間R4-R11								
本方針						計画期間R8-R11			



推進方針は、松戸市総合計画に基づき、国の法律や基本計画、県の基本計画を参照しつつ、市の文化分野・スポーツ分野の関連計画との整合性を図るとともに、観光、多文化共生、都市計画、教育等の様々な関連計画と連携し、策定します。

## 国

- 文化芸術基本法
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 文化芸術基本計画（第2期）
- スポーツ基本法
- スポーツ進基本計画（第3期）

## 県

- 千葉県文化芸術基本計画（第2次）
- 千葉県体育・スポーツ基本計画（第13次）

## 市

## 松戸市総合計画

**（仮称）松戸市文化スポーツ  
創造のまち推進方針  
【推進方針】**

## 文化及びスポーツ分野の関連計画

- 松戸市文化財保存活用地域計画
  - 「博物館リニューアル基本構想・基本計画」
  - 「名勝旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）保存活用計画」
- 松戸市文化複合施設基本構想（策定中）
- 松戸市スポーツ推進計画（R4-R11）
  - 「松戸市スポーツ施設整備方針」

## 関連計画

- 松戸市教育大綱
  - 「（仮称）松戸市学びの松戸モデル・松戸市教育振興計画第1版（策定中）」
  - 「松戸市社会教育計画」
- 松戸市地域福祉計画
- 松戸市子ども総合計画
- 健康松戸21IV（松戸市健康増進計画）
- 松戸市多文化共生のまち推進指針
- 松戸市都市計画マスターplan
  - 「松戸市景観基本計画」
  - 「松戸市景観計画」
  - 「松戸市みどりの基本計画」
- 松戸市公共施設等総合管理計画
  - 「松戸市公共施設個別施設計画」

# 基本理念、基本目標、重点戦略



基本理念	基本目標	戦略	
「文化・スポーツある暮が暮らしをくくに都市の活力と市民の誇り」	こども・青少年が文化・スポーツに夢中になれる環境づくり	重点戦略	青少年が地域で自由に文化・スポーツができる機会と場の提供・体験格差の解消
			学校教育の中での多様な文化・スポーツの体験機会の提供
			こども・青少年が主役となる若者文化の推進
	文化・スポーツがつなぐ地域共生	重点戦略	誰もが多様な文化・スポーツに触れる機会の創出
			文化・スポーツを通じた健康づくりの機会の充実
	文化・スポーツによる松戸らしい価値と魅力の創出		松戸の歴史文化を保存活用し、市民へ継承・共有する
			身边にスポーツに親しめる環境づくり
		重点戦略	歴史文化やスポーツの資源融合による新たな魅力の共創
	文化・スポーツ活動に開かれた公共空間	重点戦略	公共施設や公共空間の活用（規制緩和、運用の弾力化）
			文化財をはじめとしたユニークベニューの発掘・活用
			文化施設やスポーツ施設等のバリアフリー化及び複合化
	多様な担い手の育成と基盤づくり	重点戦略	地域版アーツカウンシルの創設
			地域のスポーツ団体を中心とした推進基盤の検討
			多様な主体が参画するための仕組みづくり



基本理念	基本目標	戦略	具体的な事業（例）（○既存事業、●新規・拡充）	KPI（例）	解決すべき課題（例）	
「文化・彩りスポーツある暮らしをくに共に都市での活力と市民の誇り」	「子ども・青少年が文化・スポーツに夢中になれる環境づくり」	重点戦略	青少年が地域で自由に文化・スポーツができる機会と場の提供・体験格差の解消	●図書館・文化施設、スポーツ施設、公園等で青少年が自由に活動できる機会・場の充実 ○スポーツ活動ができる機会・場の提供（3×3コート、スケートボード等） ○音楽活動ができる機会・場の提供（音楽スタジオ等） ●IT・コンテンツ活動ができる機会・場の提供（プログラミング教室等） ●地域の文化・スポーツ団体に関する家庭への情報提供	・地域の居場所への参加者数・満足度 ・子どものスポーツ実施率	「子ども・青少年の体験格差の解消」 ↳ 青少年のスポーツ実施率の増加 ↳ 歴史文化等への若年層の興味関心の増加 ↳ 部活動地域連携に伴う活動の場の充実 ↳ 家庭の経済的理由等による体験格差の解消
			学校教育の中での多様な文化・スポーツの体験機会の提供	●部活動の地域展開の推進 ●アスリート、アーティスト、学芸員等の学校訪問の検討 ○のびゆくまつどによる地域文化の理解促進		
		重点戦略	「子ども・青少年が主役となる若者文化の推進」	●eスポーツ、ダンス、アーバンスポーツの応援 ●文化やスポーツで活躍している子ども・青少年への激励金・表彰 (市長表敬、松戸市子ども夢フォーラム、議会表彰)		
	「文化・スポーツがつなぐ地域共生」	重点戦略	誰もが多様な文化・スポーツに触れる機会の創出	●パラスポーツ・デフスポーツを通じた交流と相互理解 ●障がい者アートの普及・PR・販売等 ○韓国大邱広域市とのスポーツを通じた国際交流 ○国際文化祭や国際交流パーティーの実施	・障害者のスポーツや文化活動に参加する割合の増加	「多様な層への体験充実」 ↳ 障害者や外国人が地域で孤立しない環境づくり ↳ 高齢者中心のフレイル予防の必要性
		重点戦略	文化・スポーツを通じた健康づくりの機会の充実	●DX技術を活用したフレイル予防や健康寿命延伸 ○松戸市文化財マップ等を活用したウォーキングの推進		
	「文化・スポーツによる松戸らしい価値と魅力の創出」	重点戦略	松戸の歴史文化を保存活用し、市民へ継承・共有する	○松戸市文化財保存活用地域計画の計画的な実施	・松戸の良さを伝えるために取り組んでいる市民の割合	「松戸らしさの追求」 ↳ 松戸のブランドイメージの確立 ↳ シビックプライドの充実
		重点戦略	身近にスポーツに親しめる環境づくり	○松戸市七草マラソン大会の開催 ○スポーツ推進委員等によるスポーツ大会の実施		
		重点戦略	歴史文化やスポーツの資源融合による新たな魅力の共創	●DXを活用した体験機会の充実 ●eスポーツ、ダンス、アーバンスポーツの応援【再掲】 ○戸定邸を活用した芸術祭「科学と芸術の丘」の推進 ○3大まつり（桜まつり、松戸花火大会、松戸まつり）の継続開催 ●地域資源を活用したイベントや周知の推進 ●ラーメン、コーヒー等を通じた松戸の魅力配信 ○松戸市出身アスリートやアーティストの応援		
	「文化・スポーツ活動に開かれた公共空間」	重点戦略	公共施設や公共空間の活用（規制緩和、運用の弾力化）	○松戸駅西口デッキ、河川、道路、競輪場等の規制緩和、運用の弾力化 ○公園を活用したアートパーク、アートピクニックの開催 ●公園でのバスケットゴールの整備検討	・身近な場所で活動できていると感じる市民の割合	「活動空間の弾力化」 ↳ 公共空地や公園の運用の弾力化
		重点戦略	文化財をはじめとしたユニークベニューの発掘・活用	○戸定邸における芸術祭「科学と芸術の丘」の開催 ○旧斎藤邸における「能」など特別な体験の場の提供		
		重点戦略	文化施設やスポーツ施設等のバリアフリー化及び複合化	○文化施設・スポーツ施設の老朽化及びバリアフリーの対応 ●文化複合施設の整備検討（再掲） ●（仮称）スポーツパークまつどの整備検討【再掲】 ○学校施設開放事業の効率的な推進		
「多様な担い手の育成と基盤づくり」	「地域版アーツカウンシルの創設」	重点戦略	地域版アーツカウンシルの創設	○文化振興財団の戦略的機能転換 ●多様な文化団体が連携できるコーディネーターの育成	・市内のネットワーク形成のための取組数	「持続可能な推進体制」 ↳ 財政負担の軽減と自立した基盤づくり ↳ 担い手・指導者の高齢化と不足
		重点戦略	地域のスポーツ団体を中心とした推進基盤の検討	○スポーツ協会の体制強化 ○プロスポーツチームとの連携		
		重点戦略	多様な主体が参画するための仕組みづくり	○中心市街地活性化アマネジメント事業の推進 ●民間資金（寄付・協賛金） ●企業等との文化・スポーツに関する包括連携		

## 參 考 資 料

# 文化・スポーツの範囲①



文化・スポーツにおける「文化芸術基本法」及び「スポーツ基本法」の趣旨は以下のとおりとなっています。

	文化	スポーツ																										
根拠法	<p><b>文化芸術基本法</b>（2001年制定、2017年改訂）  <b>第2次文化芸術推進基本計画</b>（2023年制定）</p>	<p><b>スポーツ基本法</b>（1961年制定、2025年改訂）  <b>第3次スポーツ基本計画</b>（2022年制定）</p>																										
「文化芸術」は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人との心のつながりを強め、 <u>心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉</u> となるものである。（基本計画から）		<p>「スポーツ」とは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために<u>個人又は集団で行われる運動競技</u>その他の<u>身体活動</u>をいう。</p>																										
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>芸術</td><td>文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等</td></tr> <tr> <td>メディア芸術</td><td>映画、漫画、アニメーション及び電子機器等を利用した芸術</td></tr> <tr> <td>伝統芸能</td><td>我が国古来の伝統的な芸能</td></tr> <tr> <td>芸能</td><td>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等</td></tr> <tr> <td>生活文化</td><td>茶道、華道、書道、食文化等</td></tr> <tr> <td>国民娯楽</td><td>囲碁、将棋等</td></tr> <tr> <td>出版物等</td><td>出版物及びレコード等の普及</td></tr> <tr> <td>文化財</td><td>有形及び無形の文化並びにその保存技術</td></tr> </tbody> </table>		芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等	メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及び電子機器等を利用した芸術	伝統芸能	我が国古来の伝統的な芸能	芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等	生活文化	茶道、華道、書道、食文化等	国民娯楽	囲碁、将棋等	出版物等	出版物及びレコード等の普及	文化財	有形及び無形の文化並びにその保存技術	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>生涯スポーツ</td><td>地域やライフステージに応じ、年齢・性別、障害の有無等と問わず、全ての国民が日常生活の中で行うスポーツ活動全般</td></tr> <tr> <td>競技スポーツ</td><td>オリンピック・パラリンピック等の国際大会等で優秀な成績を収めることを目的としたトップアスリート等による活動</td></tr> <tr> <td>学校における体育及びスポーツ</td><td>学校教育の一環として行われる活動（体育の授業や運動部活動（地域との連携・協働を含む））</td></tr> <tr> <td>障害者スポーツ（パラスポーツ）</td><td>障害の種類や程度に関わらず行われるスポーツ活動及び障害の有無を超えて共に行う活動</td></tr> <tr> <td>プロスポーツ</td><td>プロアスリート及びそれを運営する団体の活動</td></tr> </tbody> </table>	生涯スポーツ	地域やライフステージに応じ、年齢・性別、障害の有無等と問わず、全ての国民が日常生活の中で行うスポーツ活動全般	競技スポーツ	オリンピック・パラリンピック等の国際大会等で優秀な成績を収めることを目的としたトップアスリート等による活動	学校における体育及びスポーツ	学校教育の一環として行われる活動（体育の授業や運動部活動（地域との連携・協働を含む））	障害者スポーツ（パラスポーツ）	障害の種類や程度に関わらず行われるスポーツ活動及び障害の有無を超えて共に行う活動	プロスポーツ	プロアスリート及びそれを運営する団体の活動
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等																											
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及び電子機器等を利用した芸術																											
伝統芸能	我が国古来の伝統的な芸能																											
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等																											
生活文化	茶道、華道、書道、食文化等																											
国民娯楽	囲碁、将棋等																											
出版物等	出版物及びレコード等の普及																											
文化財	有形及び無形の文化並びにその保存技術																											
生涯スポーツ	地域やライフステージに応じ、年齢・性別、障害の有無等と問わず、全ての国民が日常生活の中で行うスポーツ活動全般																											
競技スポーツ	オリンピック・パラリンピック等の国際大会等で優秀な成績を収めることを目的としたトップアスリート等による活動																											
学校における体育及びスポーツ	学校教育の一環として行われる活動（体育の授業や運動部活動（地域との連携・協働を含む））																											
障害者スポーツ（パラスポーツ）	障害の種類や程度に関わらず行われるスポーツ活動及び障害の有無を超えて共に行う活動																											
プロスポーツ	プロアスリート及びそれを運営する団体の活動																											



## 法的根拠の明示

『文化芸術基本法』および『スポーツ基本法』の定義を参照

## 広範囲な対象

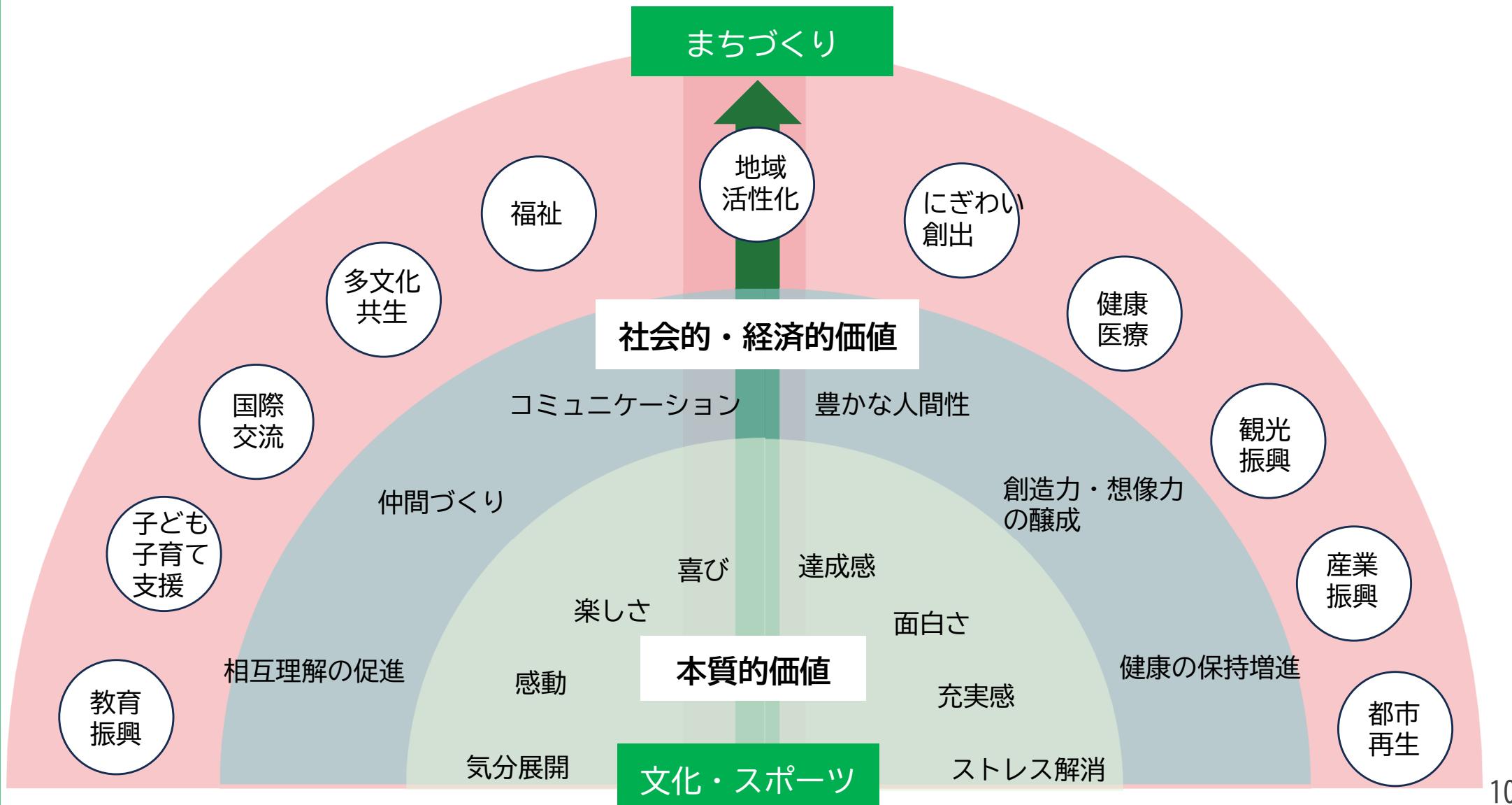
- ① 従来のイメージ（芸術家による芸術活動、競技スポーツ）から、日々の暮らしに根差した生活文化や、健康増進や交流を目的とした散歩、体操、レクリエーション活動など、幅広く広く対象とする。
- ② 社会の変化や、技術の進展に伴って生まれた新しい多様な活動も含む。  
(具体例)
  - ・文化とスポーツが融合したストリートカルチャーやアーバンスポーツ
  - ・DX技術を活用した体験（eスポーツ）

## 行政の役割

- ① 文化とスポーツは、共に『する』『みる』『ささえる』という多様な関わりを通じて、世代や属性を超えた『集い』や『つながり』を生み出すことから、豊かな市民生活を支えるの社会インフラとして、誰もがこれらを享受できる基盤を整備します。
- ② 文化とスポーツの多様な価値を、教育や福祉、観光、産業振興など、多様な分野にプラスの効果をもたらすことができるよう、多様な主体と連携や協働ができる図る仕組みづくりを進めます。



文化とスポーツは、共に『する』『みる』『ささえる』という多様な関わりを通じて、世代や属性を超えた『集い』や『つながり』を生み出すことから、教育や福祉、観光、産業振興など、多様な分野にプラスの効果をもたらすことができるよう、多様な主体と連携や協働ができる図る仕組みづくりを進めます。





## 文化・スポーツ行政

### ・根拠法

文化芸術基本法、スポーツ基本法

### スポーツ施設

(競技場、体育館、プール等)

文化施設

都市  
再生

産業  
振興

観光  
振興

健康  
医療

福祉

多文化  
共生

国際  
交流

子ども  
子育て  
支援

## 教育行政

### ・根拠法

教育基本法、社会教育法、学校教育法  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律

文化財行政

社会教育団体（文化）

図書館

博物館

戸定歴史館

公民館

